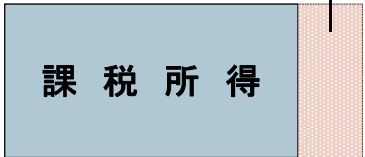
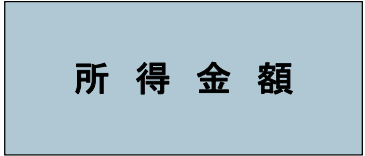


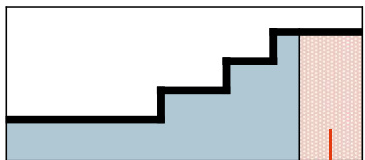
所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

所得控除 (日本)

所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



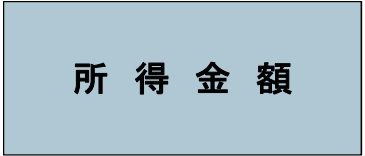
累進税率を適用



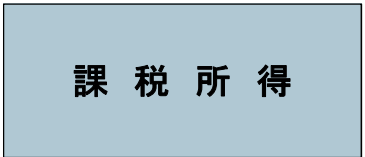
高所得者ほど大

①ゼロ税率 (ドイツ・フランス)

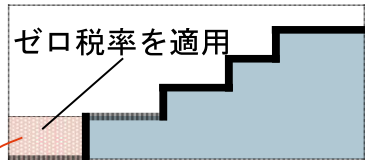
課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



||



所得控除なしで累進税率を適用



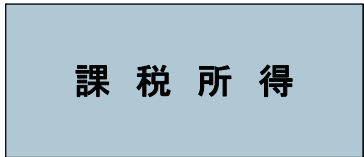
負担軽減
所得水準によらず一定

②税額控除 (カナダ)

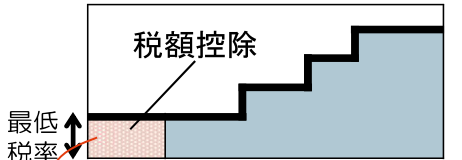
一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



||



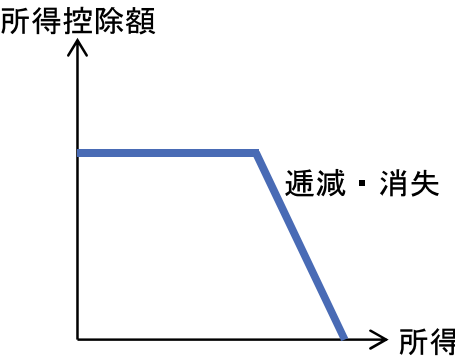
所得控除なしで累進税率を適用



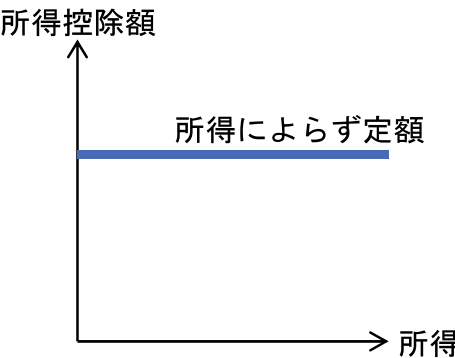
負担軽減
所得水準によらず一定

③所得控除 (アメリカ・イギリス)

所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式



所得控除 (日本)



各方式の考え方と論点

所得控除方式 (現行)

- 所得金額によらず、一定の金額を所得金額から控除。
- 所得金額から所得控除額を差し引いた「課税所得」を担税力の指標(物差し)として位置づけ、同じ「課税所得」に同じ税負担を求める仕組み。どのような者に同じ税負担を求めるのかが分かりやすい。
- 所得控除の存在は、累進税率の下で、税負担の累進性を高める効果を持つ。
- 税負担軽減効果は金額ベースでは高所得者ほど大きいが、割合ベースでは高所得者ほど減少。

税額控除方式 ゼロ税率方式

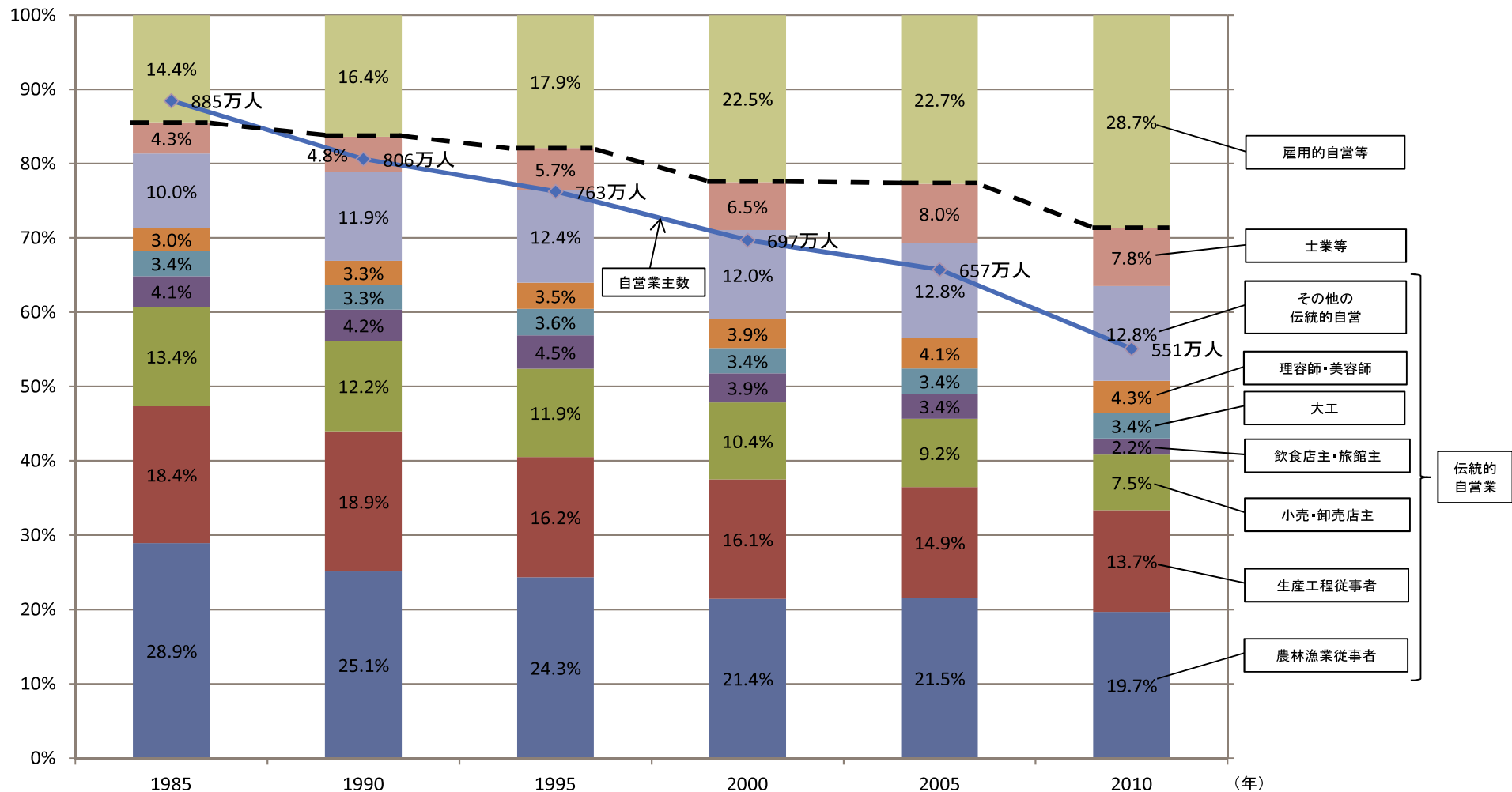
- 所得金額によらず、一定の金額を所得税額から控除。
- 所得再分配機能を大きく高める観点から、税負担軽減効果は、金額ベースで一定であるべきとの考え方に基づく仕組み。
- 所得再分配機能は、所得控除方式より高い。

逡減・消失型の 所得控除方式

- 高所得者に対して、所得控除額を逡減・消失。
- 担税力の減殺を調整する必要性や所得再分配機能の回復の観点から、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかとの考え方に基づき、現行の所得控除方式を修正。
- 所得再分配機能は、現行の所得控除方式より高い。

働き方の多様化について ～職種別自営業主数及び構成比の推移～

○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



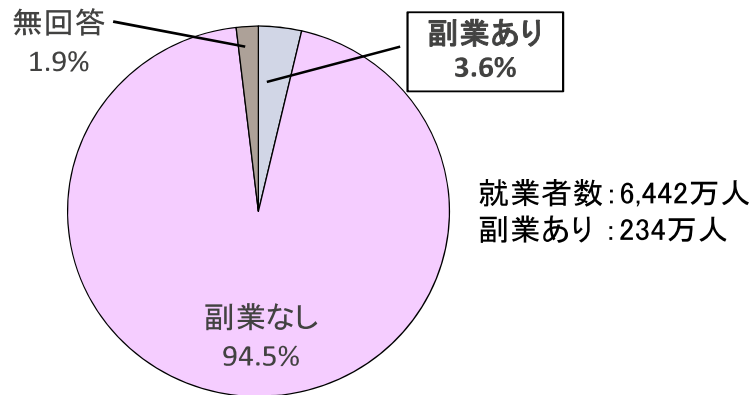
(出典) 総務省「国勢調査」

(備考) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

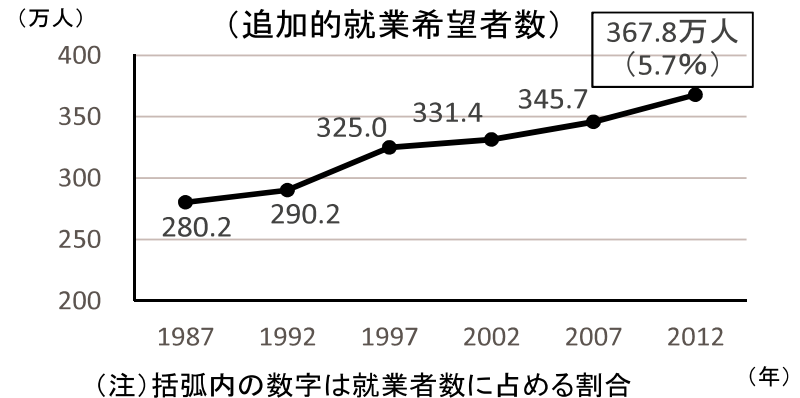
兼業・副業の現状

- 「平成24年就業構造基本調査（総務省）」によれば、全就業者6,442万人のうち、副業をしている者は234万人程度（全就業者の3.6%）。
- 同調査によれば、現在就業している者のうち、「現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者」（追加的就業希望者）は368万人程度おり、年々増加傾向にある。
- また、副業の従業上の地位の内訳をみると、「雇用者」が半数を占めるものの、「自営業者」も3割以上となっている。

【就業者の兼業・副業の有無】



【副業を希望する就業者数】

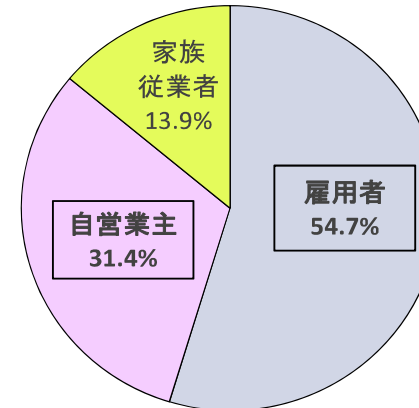


【働き方改革実行計画（抄）】

（平成29年3月 働き方改革実現会議決定）

- ✓ 副業・兼業を希望する方は、近年増加している一方で、これを認める企業は少ない。労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る。

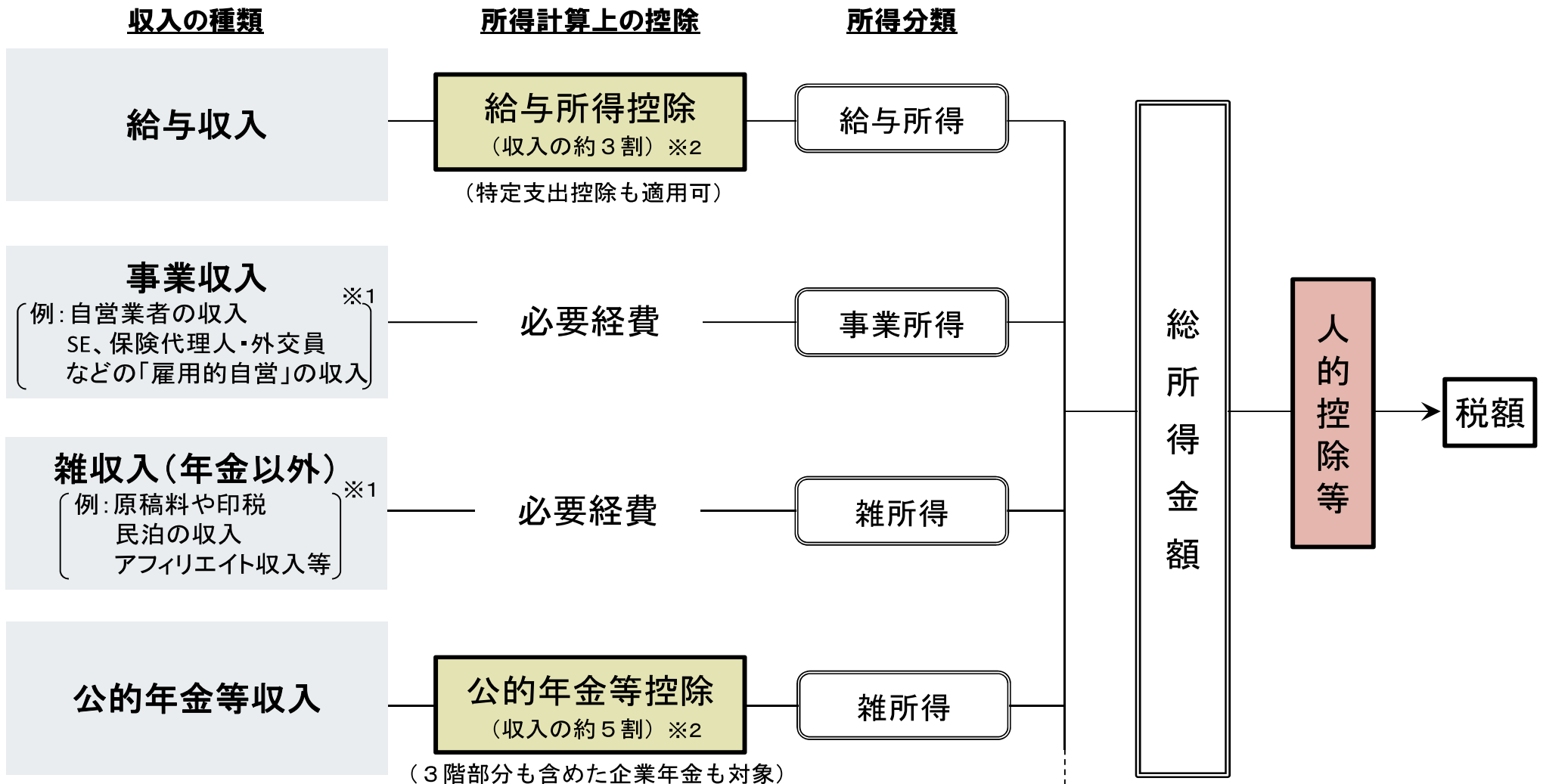
【副業の従業上の地位】



（出典）総務省「就業構造基本調査」

所得計算の方法

○ 給与や年金には収入類型に応じた特別の「所得計算上の控除」が存在しており、働き方や収入の稼得形態によって所得計算の方法が異なっている。

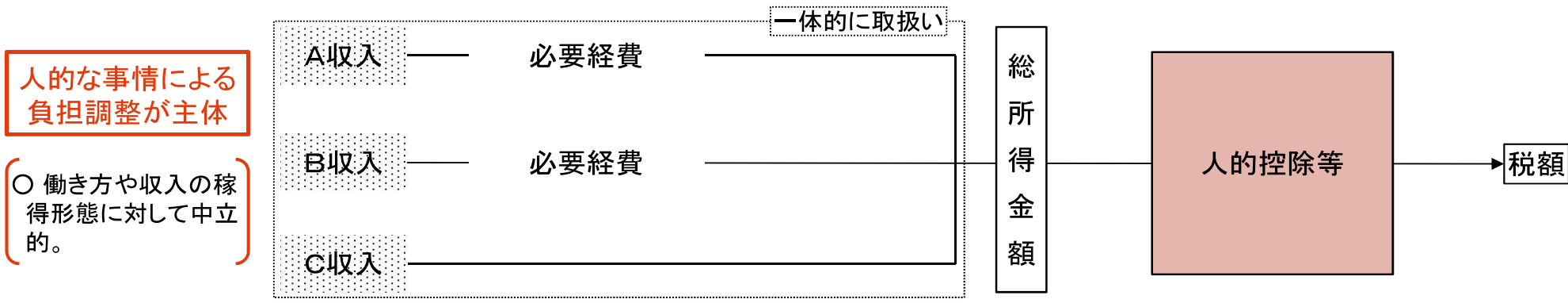
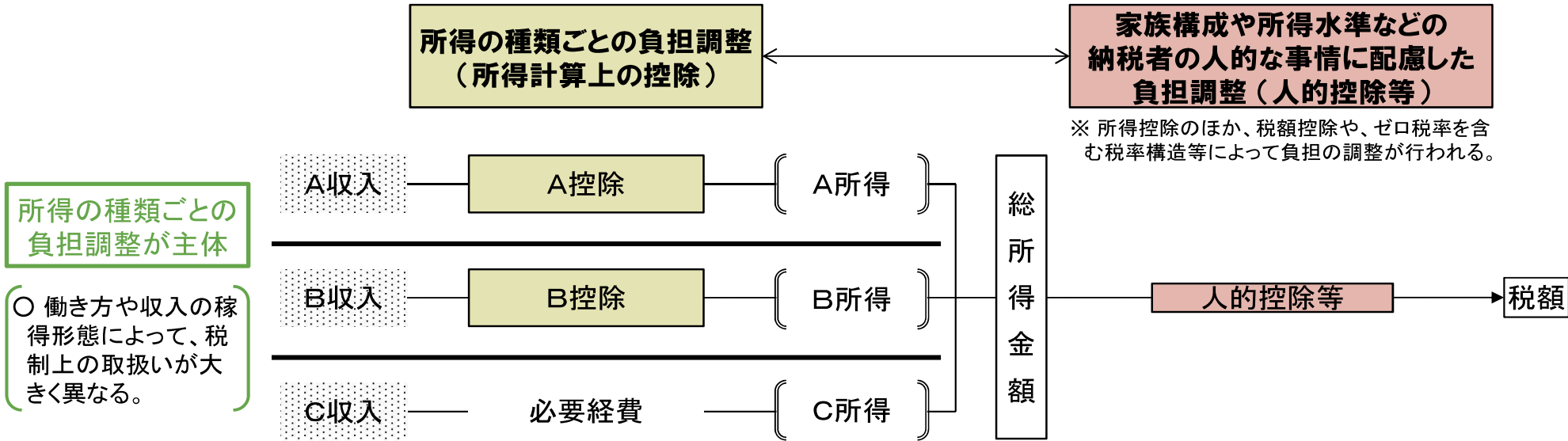


(※1) 上記の例示はあくまで一般的な職種を示したものであり、実際の所得区分は異なりうることに留意。

(※2) 各控除の総額を給与収入又は公的年金等収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

税負担の調整のあり方(イメージ)

- 税負担の調整に当たっては、
- 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
 - 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。

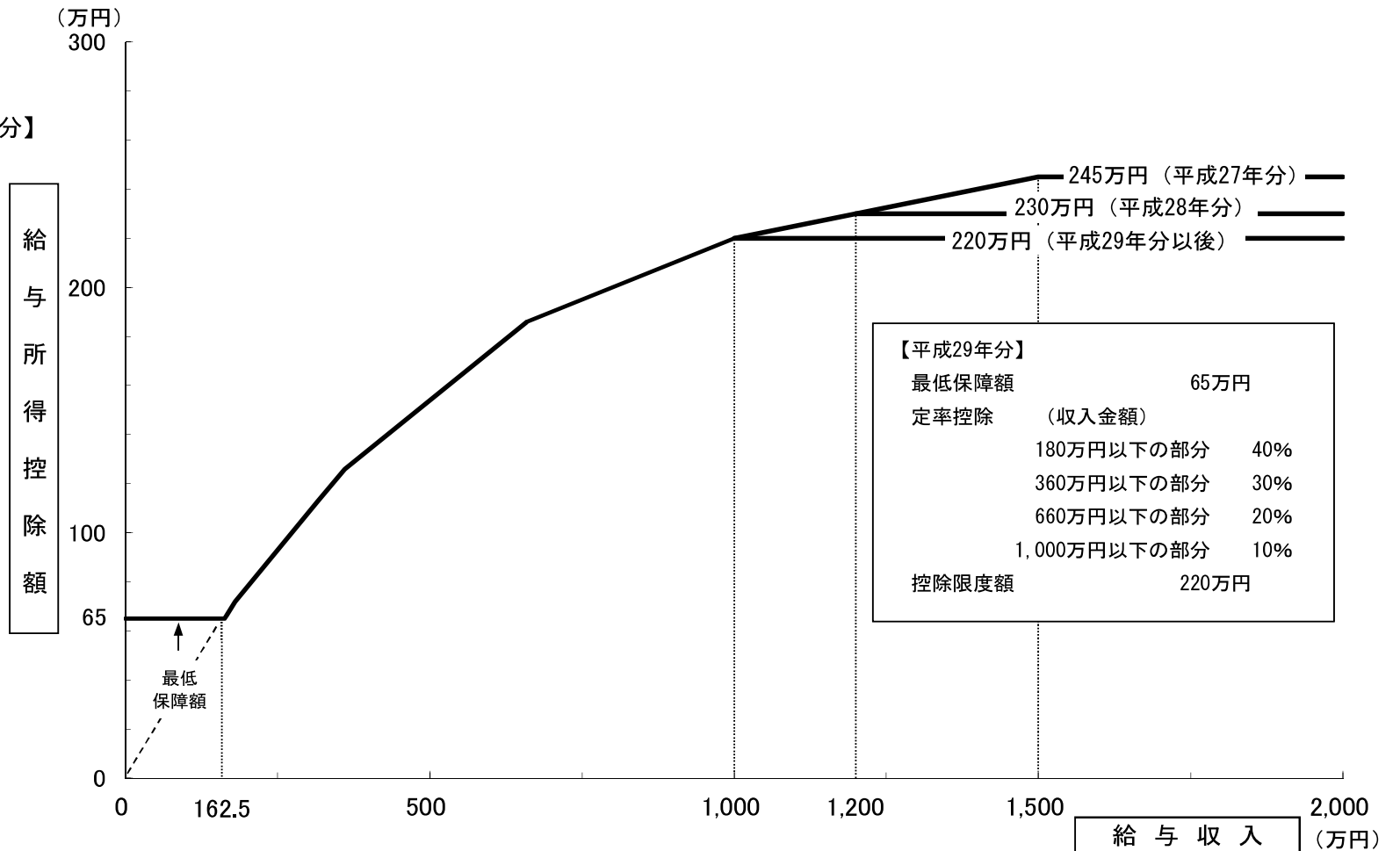


給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（給与収入1,000万円以上で上限220万円）。

○ 給与所得控除額の例【平成29年分】

給与収入金額	給与所得控除
～162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円～	220万円



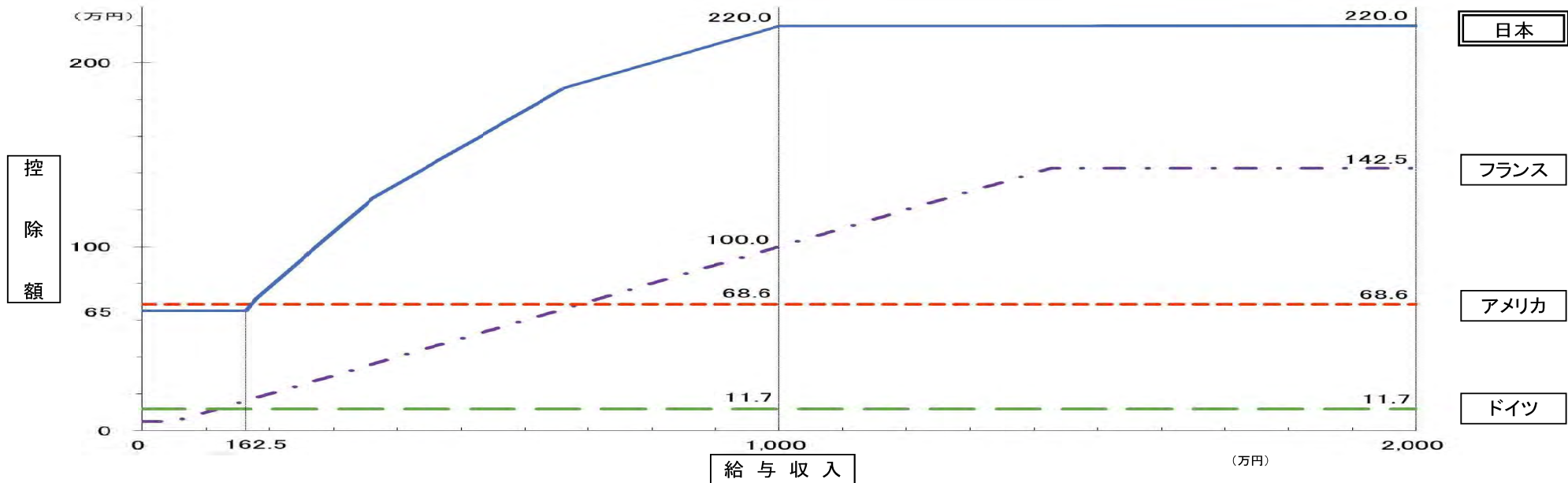
(参考) 給与総額は約216兆円、給与所得控除総額は約63兆円、給与総額に対する給与所得控除総額の割合は約29%である(「平成28年度市町村税課税状況等の調」(総務省))。

給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2017年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス	(参考)ア メ リ カ
概 算 控 除	給与所得控除(定率・上限あり) 給与収入に応じ、4段階の 控除率(40%～10%)を適用 最低保障額 65万円 上限 220万円	なし (注1)	被用者概算控除(定額) (注2) 1,000ユーロ(11.7万円) ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除 (定率・上限あり) (注2) 給与収入(社会保険料控除後) の10% 最低 426ユーロ(5.0万円) 上限 12,183ユーロ(142.5万円) ※給与所得者に限る。	概算控除(定額) (注2) 6,350ドル(68.6万円) ※給与所得者に限らない。ま た、給与所得控除だけで はなく、医療費控除や寄附 金控除等の各種所得控除 を含む性格の概算控除。



(注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。
 (注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。
 (注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額、アメリカは概算控除額を記載している。
 (注4) グラフ中の数値は、給与収入1,000万円及び2,000万円の場合の各国の控除額である。
 (注5) 邦貨換算レートは、1ドル=108円、1ユーロ=117円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調

- 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される平均年間支出額は全体で25.2万円。年間収入最上位の平均年間支出額は39.8万円。
- 収入に占める支出の割合は、過去、4～10%程度。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである(支出品目は従来から同一のものを使用している。)
したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

平成28年

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年間支出額								(B) / (A)
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 449)	3,544	8,604	6,433	6,170	976	25,468	80,990	3,618	132,259	3.7
II (~ 582)	4,743	13,392	8,330	7,512	1,518	30,771	120,020	6,636	188,179	4.0
III (~ 722)	5,923	19,744	12,460	10,158	1,737	36,621	148,336	10,205	239,261	4.0
IV (~ 903)	7,111	25,010	14,404	13,051	1,597	44,649	186,526	15,602	300,839	4.2
V (903 ~)	10,297	40,183	20,053	20,807	2,218	59,101	233,058	22,646	398,066	3.9
平均	6,324	21,387	12,336	11,539	1,609	39,321	153,786	11,741	251,719	4.0

(出所)総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格)

(注1)年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(注2)年間支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

	昭和48年	60年	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
収入に占める勤務関係経費の割合(平均)	11.3 %	9.2 %	5.3 %	5.0 %	4.8 %	4.7 %	4.4 %	4.2%	4.0%
平均年間支出額	22.5 万円	46.8 万円	32.9 万円	30.6 万円	29.6 万円	29.6 万円	27.5 万円	26.4万円	<u>25.2万円</u>
年間収入最上位の平均年間支出額	37.2 万円	68.3 万円	53.8 万円	49.3 万円	47.3 万円	48.5 万円	41.9 万円	40.5万円	<u>39.8万円</u>

(出所)総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格)

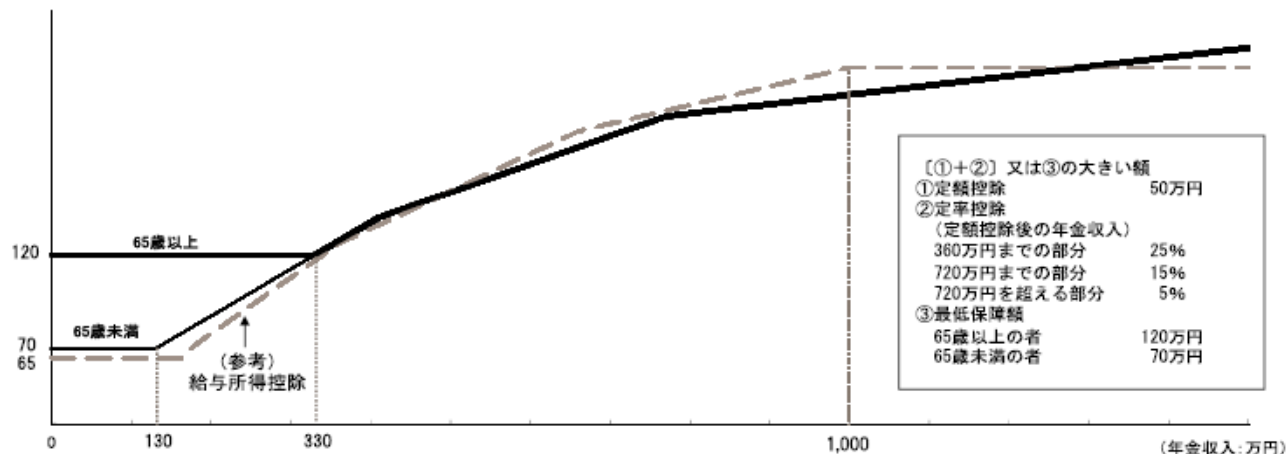
(注1)年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(注2)年間支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
- 国民年金
 - 厚生年金
 - 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

(控除額:万円)



[モデル年金額] 187.8万円
(平成28年度)

[課税最低限] ○年金受給者(夫婦世帯): 208.0万円
(現行) (参考) 給与所得者(夫婦世帯): 168.8万円

(注1)モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(26年度物価スライド実施後)である。
(注2)年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。